

事前登録制のご案内

認知症等により、判断力や記憶力が低下し、道に迷ったり自分の家がわからなくなってしまうことがあります。万が一の事態に備え、名前や住所、連絡先、写真等を事前に登録し、行方不明となったときに、登録した情報を活用して早期発見・保護につなげるための制度です。

事前登録の対象になる人

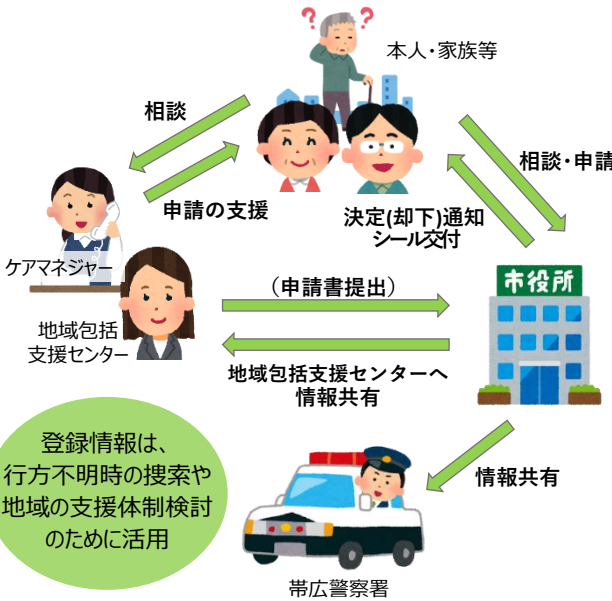
帯広市にお住まいで、行方不明となるおそれのある高齢者等※ ※ 認知症高齢者、若年性認知症、認知症の疑いのある人



- ＜例えば…＞
- ☐ 認知症の診断を受けている
 - ☐ 医療機関の受診はしていないが、記憶力や判断力の低下がみられる
 - ☐ 過去に行方不明になったことがある
 - ☐ 道に迷いやすく家に帰れなくなる、名前や住所を言えない など

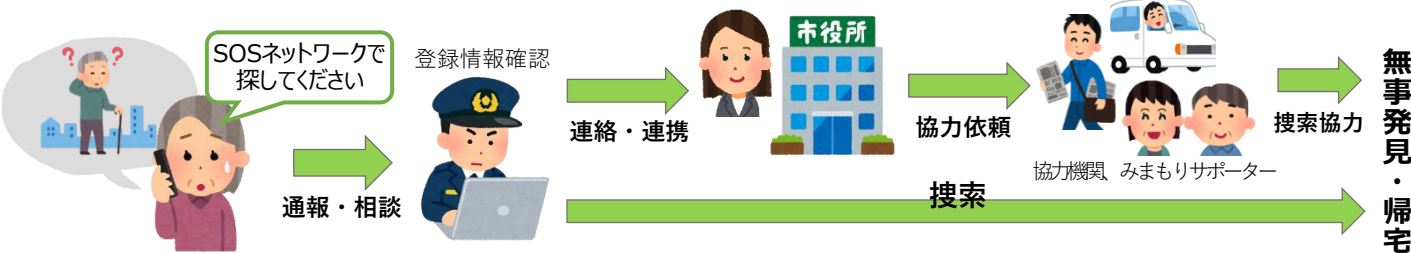
登録の方法、登録後のながれ

- ① 担当のケアマネジャー、地域包括支援センター又は帯広市介護高齢福祉課へご相談ください
- ② 申請書に必要事項を記入し※、介護高齢福祉課へ提出してください。申請にあたっては、顔写真及び全身が写った写真各1枚が必要となります
※申請できる人は、登録を希望する本人、家族、親族及び後見人です
- ③ 申請内容を確認し、登録決定（却下）の通知を申請者へ送付します。同時に、登録番号などを記載したシール※を交付します
※シールは1回のみ再交付が可能です
- ④ 登録した情報は、帯広警察署及びお住いの地域を担当する地域包括支援センターと共有し、行方不明発生時の捜索や地域の支援体制検討のために活用します



登録後、行方不明になったときは

通報を受けた警察が情報を確認し、捜索をします。警察から連絡を受けた帯広市は、協力機関やみまもりサポーターへ登録情報を共有し、捜索協力を依頼します。



登録に関するお問い合わせ：帯広市介護高齢福祉課高齢者福祉係

電話 0155-65-4145

帯広市西5条南7丁目1 帯広市役所1階

care@city.obihiro.hokkaido.jp